

原告準備書面 7

被告巫は初口頭弁論に続き、**二回期も出廷はしないと表明している**、この理由は被告巫の準備書面2の中で反論している「週刊相場情報掲示板の登録者でも管理者でもない」この争点 A、争点 C に対する回答を以って、被告巫は訴訟当事者から除外されるというが、争点 B(名誉毀損・侮辱罪・威力業務妨害)についての反論・反証がされていない。

1、争点 B について

被告巫の掲示板は、今年の一月にやっと投稿記事の承認制にした、これで被告吉田の罵倒記事は公開されなくなった、そして三ヵ月後の先日に以下の承認制解除の知らせが載った。

以前から被告巫の主張は、如何なる記事であろうと言論主張であり、これを制限・規制するのは言論の自由に反する・・この趣旨から荒し目的の記事であろうと即時掲載する。この事態から、風説の流布・人格攻撃・人権侵害の阿鼻狂乱の、凡そ裁判司法掲示板ならぬ誹謗中傷の場と化して、閑散としていた掲示板の投稿数は10倍増となり、この事件屋の掲示板を社会認知させることが、管理者・巫の狙いであった。更に悪辣にも被告巫は、バーチャルオフィスを連絡場所として、掲示板の管理者責任を逃れるべく、最終責任が訴外・大高正二に帰属すると表明、また以下のとおり記事の責任は投稿者自身が負うともしている。

[399] 投稿制限の解除について 投稿者:管理者 投稿日:2015/04/29(Wed) 11:24
被告巫

本年 1 月 18 日に、本掲示板の投稿を承認制にしておりましたが、その後、特に問題のある記事もなかったため、本日付で、もとの状態に戻します。

本掲示板は匿名掲示板ではありません。ハンドル名で記事を投稿し、本名を書く必要はありませんが、記事の投稿内容に関する責任は投稿者に帰属します。

また、本掲示板の投稿記事の削除等を希望、要求する方は、管理者に削除対象記事とその理由を通知してください。

ただし、管理方針にしたがって処理いたしますので、すべての要望に応えられるとは限りません。

(1) プロバイダ責任制限法の遵守

被告吉田は、一日 8～11 件になる誹謗目的の連続投稿をする、この意味不明な記事内容に理由なぞはない、またこの大量な投稿を逐一指摘せよというのか。

そして被告巫のいう管理方針とはなにか、**遵守すべきはプロバイダ責任制限法ではないのか**、また人としての倫理ではないのか。

実名を挙げて、詐欺師・犯罪者、妄想狂・ボケ老人・・といった表現は、非常に穏当さを欠く用語を用いており、もはや単なる誹謗中傷というべきであって、意見ないし論評としての域を逸脱している、因みに吉田は原告より年長者である。

名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得る。

(2) 公開されている被告の掲示板と旧掲示板の過去ログ

公開掲示板に、匿名者が相手方の実名を挙げて、明らかな人格攻撃・人権侵害とみなされる場合でも、管理者判断・責任で削除することなく、放置する、但し削除要請がされたなら対応する・・こうした趣旨を過去から掲示板に掲げて、今以て吉田の誹謗記事掲載を続けている、

前訴の勝訴から、両被告は何の法的問題もないと、以前にも増して実名暴きをしている、損害賠償請求は棄却であったが、事実認定では実質的勝訴と考えている。

吉本のお笑い訴訟詐欺師しろこたみひこの妄想
相変わらず頓珍漢なしろこたみひこ
間抜けな原告しろこたみひこ
訴訟詐欺師との事実の摘示に何か間違いがあるか？しろこ
銭ボケの詐欺師しろこたみひこ
判決も読めない馬鹿は落書きをするな！犯罪を犯すな！しろこたみひこ
抱腹絶倒のお笑い被害妄想劇はヤメナ！しろこたみひこ
虚偽の主張をする原告しろこたみひこ
返り討ちにされた妄想老人しろこたみひこ(爆笑)

上記は5月4日現在、被告巫の掲示板に掲載されているタイトル、このタイトルに長文の記事が掲載されている、これらを被告巫に削除要請するも、どの記述がどのような問題があるのか理由を示せとは、傲慢不遜では済まないファシストである。
掲示板管理者の被告巫は、被告吉田と組んだ鉄壁防禦で原告への人権侵害を行っている。

11月3日付の掲示板記事の削除要求を受け取りました。
削除要求をするときには、削除対象となる記事を具体的に指摘し、また、削除要求の理由を明らかにしてください。具体的な要求については、個別に検討します。
掲示板管理人

掲示板管理人様の仰るとおりです！！
お笑いじゃねえんだからさ、しろこ。
抱腹絶倒のお笑い被害妄想劇はヤメナ！しろこ。
投稿記事の削除請求の理由を明らかにしろ！しろこ。

本訴訟の提起から被告巫は、急遽に投稿記事のチェック制を導入したが、原告は4年前より、即時掲載でなく承認制を提案・進言し続けてきた。

[384] 掲示板投稿方式の変更について 投稿者:管理者 投稿日:2015/01/18(Sun)
11:25

諸般の事情により、掲示板の書き込みについて、管理者のチェックを入れることにしました。
投稿された記事のうち、管理者が承認できない記事は公開されません。

被告吉田の投稿記事・投稿目的は、原告を叩き屈服させることにある、自分は匿名で相手の実名を挙げて、猛烈に非難し罵倒する、その際、正当と不当の分かれ目は、「叩き」が法益(人権等)を護っているか、否かである。

実名を挙げる目的はインターネットの検索結果目的であり、一旦ネット上にアップすれば原則として記事の引用、転載は、断り書きがない場合、自由であり、誰でも使用して構わない、これを北詰淳司と共謀して拡散している。

2、被告吉田の認否は「総て争う」何を争うのか

係争中でありながら、訴訟外で騒ぐ事件屋の正体見たりの被告吉田。

銭ボケの訴訟詐欺師しろこたみひこ

しろこたみひこ、お前の支離滅裂な訴状、俺の答弁書、1審判決を読み！

俺は犯罪者を犯罪者、詐欺師を詐欺師と言っている。

刑法230条の2には”その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。”と記載されている。

何か問題があるのか？しろこたみひこ。

これを訴訟詐欺と言うのさ。

判決も読めないバカは他人の事件に嘴を突っ込むな！しろこ。

第3 事案の概要について

争う

第4 法律上の争訟及び主張と争点について

争う

第5 損害について

争う

3月17日付け

これ以後の書面提出はない

証拠方法 甲第10・11号証を提出する。

平成 27 年(ハ)第 114 号 慰謝料請求事件
原告 白子民彦
被告 巫召鴻・吉田卓朗

2015 年 5 月 7 日

原告の証拠説明書

号証	標目	写し	作成者	立証の趣旨
甲10	被告巫への質問状 本年5月4日 着信は確認済み	写し	原告	被告巫の現在の掲示板、及び旧掲示板の過去ログ(4年前から)には、坪井隆作・北詰淳司、北京やと称する被告吉田の原告の実名暴き・侮辱投稿が掲載され続けている。 この掲載理由を被告巫に質問書として送付した。 しかし被告巫は沈黙・無視している、掲示板管理者被告巫が答えない事実。
甲11	週刊相場情報掲示板 今月3日から本日7日までの被告吉田の投稿記事	写し	被告吉田	本訴訟の慰謝料請求とは・・・余程のことが無ければまず認められない、北詰淳司のように自尊心が疵付いた等で勝訴するのは論外としても、治療を要する程の心的傷害を被らなければ、一般人には認められないのは当然だ。 原告は勝訴には関心がない、あるのは被告吉田が独占的に投稿する小川掲示板の登録者・管理者は誰か。 本訴訟提起から被告巫でないのは判明した。 この事実から、被告吉田の答弁書の「争う」が焦点となるが、未だに書面が提出されていない。 しかし被告吉田には、反論・主張があるらしく、間断なく本訴訟に関する揶揄・罵倒を小川掲示板で繰り返している。 民事裁判の被告原告の呼称は便宜上のもので、当事者として口頭弁論では対等な立場で対峙する。 呼び出された土俵に上がらず、場外で騒ぐのは事件屋である証左でもあるが、この機会に裁判所の断固した事件屋成敗を望んで止まない。